業務従事先変更届

午	В	
-	Л	

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長 様

<本人記入欄>

										<
借受人	番号									
住	所	<u> </u>	-				電話	()
フリナ	゛ナ						生生	₹ 月	日(西	暦)
氏:	名						年	月	日 (歳)
変	所	在地及び	〒	_						
変更前	電	話番号			電話		(`)	
業務従事先		設名又は 『業所名								
事生	聵	战 種			保育士	-		□ 保	育教諭	
76	退	職年月日			20	年	F	1	日	

次のとおり、業務従事先を変更しましたので届け出ます。

<新しい雇用先記入欄 ※業務従事内容を記入>

	所在地及び 電話番号	<u> </u>	電 :1		(,	
変更後			電話)	
後	施設名又は						
業務従事先	事業所名	種別の記号 ※裏面参照					
後 事	職 種		保育士			保育教諭	
光	1週間の 所定労働時間		週		時間	分	
	就職(予定) 年月日		20	年	月	日	

新しい業務従事先について、上記のとおり相違ないことを証明します。

<新	しじ	雇	用先	:記	入	灛	>
→ 47/1	\sim	一	ノリコンレ	, по	/ \ '	川不川	_

					176日67~13
年	月	日			
雇用先の法人・	会社名_				
責任者の 役職名	_及び 氏名				社判

- ※ 業務従事先の実施事業の種別を、下記ア~コの記号の中から選択してください。
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18 年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条 の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - キ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に 規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認 可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)の うち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類する もの)において保育を行っている施設
 - ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育で両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
 - コ 上記いずれにもあてはまらない